

# 解説 マイナンバー

④

平成28年1月以降、税と社会保険関係の書類に順次個人番号を記載して行政機関などに提出する必要がある。民間企業は平成27年中に何をしておくべきだろうか。

## 従業員分は年末調整で

平成27年10月の番号通知以降、個人番号を収集することが可能になる。従って、企業は、9月末までに個人番号を受け入れる準備を行う必要がある。

例えば、誰から、いつ、どのように個人番号を収集するのか、また

28年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を従業員が会社提出することになる。同申告書には、従業員および扶養親族などの個人番号が記載されているから、これをもって個人番号を収集する

同申告書の提出をもって個人番号の収集をすることには大きなメリットがある。従って、「扶養控除等(異動)申告書」によって個人番号を収集する際に、その個人番号を社会保険の届出事務などに活用

同申告書の提出をもって個人番号の収集をすることには大きなメリットがある。従って、「扶養控除等(異動)申告書」によって個人番号を収集する際に、その個人番号を社会保険の届出事務などに活用

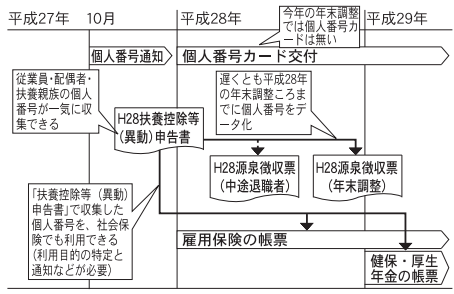
# 番号収集の準備を

多くの企業にとって、取り扱う量が多い個人番号は、従業員およびその扶養親族などの個人番号となる。この個人番号はどのような場合に、従業員本人の本人確認が必要となるか、扶養親族などの本人確認は不要である。この点においても、

ことが簡便かつ確実にあると考えられる。「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受ける際には、従業員本人の本人確認が必要となるが、扶養親族などの本人確認は不要である。この点においても、

取引先や株主は個別に対応

取引先や株主は個別に対応



平成27年 10月 平成28年 平成29年

個人番号通知

個人番号カード交付

H28扶養控除等(異動)申告書

H28源泉徴収票(中途退職者)

H28源泉徴収票(年末調整)

雇用保険の帳票

健保・厚生年金の帳票

従業員・配偶者・扶養親族の個人番号が一気に収集できる

扶養控除等(異動)申告書で収集した個人番号を、社会保険でも利用できる(利用目的の特定と通知が必要)

①特定個人番号を利用すれば、個人番号収集の際の本人確認の事務負担を大幅に軽減することが可能となる。

②ガイドライン

牛島総合法律事務所 弁護士・影島広泰